

福祉サービス第三者評価結果

① 第三者評価機関名

有限会社 保健情報サービス

② 施設の情報

名称：たいしゃ保育園	種別：認可保育所	
代表者氏名：石川 佳照（園長）	定員（利用人数）：110名（108名）	
所在地：島根県出雲市大社町杵築南1235		
TEL：（0853）53-2423	ホームページ：http://jukokai.jp/hoikuen/	
【施設の概要】		
開設年月日：平成22年（2010）4月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 壽光会		
職員数	常勤職員： 29名	非常勤職員： 8名
専門職員	園長 1名	保育士 5名
	主任保育士 1名	保育補助員 1名
	副主任保育士 1名	調理員 2名
	保育士 21名	
	栄養士 2名	
	調理師 2名	
	看護師 1名	
	事務員 1名	
施設・設備 の概要	保育室（0歳児） 1室	トイレ 3ヶ所
	保育室（1歳児） 1室	厨房 1ヶ所
	保育室（2歳児） 1室	園庭 1ヶ所
	保育室（3歳児） 1室	芝運動場 1ヶ所
	保育室（4歳児） 1室	簡易式プール 2個
	保育室（5歳児） 1室	
	一時保育室 1室	
	授乳室 1室	
	沐浴室 1室	
	遊戯室（ステージ付） 1室	
	多目的ホール 1室	
	絵本の部屋 1室	
	保健室 1室	
	相談室 1室	
職員室 1室		

③ 念・基本方針

園の保育理念

進んでものごとに取組み、心豊かでたくましく遊ぶ子どもを育てる

保育目標

心身ともに健康で生き生きと意欲的に生活できる子どもを育成する

- ① 元気に遊ぶ子ども
- ② 友だちと仲良くする子ども
- ③ 素直で明るい子ども
- ④ やさしく思いやりのある子ども
- ⑤ ふるさとを愛する子ども

基本方針

- ① 健康な身体づくりに努めます
 - ・朝の顔洗い、食後の歯磨きを手伝ってもらい、自分でできるようにします
 - ・体や衣服を清潔にして、気持ちの良い生活をします
 - ・食事は楽しい雰囲気の中でなんでも食べて元気な身体作りをします
 - ・保育士が見守る中でトイレに行き、自分で排泄します
 - ・発達に応じてゆっくりとトレーニングをしていきます
 - ・適切な休息、昼寝の機会をつくり、心身の疲れを癒して集団生活の緊張を緩和します
 - ・戸外で身体を精一杯動かして遊び、強い身体をつくります
- ② 集団生活に適応できる子どもを育てます
 - ・誰にでも明るい挨拶や会話ができるようにします
 - ・保育園のきまりや約束した事を守るようにしていきます
 - ・年齢に応じて、一人でできることを多くしていきます
 - ・子どもの気持ちを理解、受容し、信頼関係を深め、子どもが安心して生活するようにします
 - ・友だちと助け合ったり、仲良くしたりできる経験を積み重ねていきます
 - ・物を大切に使うこと、片づけができるようにします
- ③ 知的好奇心を揺さぶり、豊かな感性を育てます
 - ・発達に応じた遊びを提示し、自主的に遊べるよう工夫し、心の健康増進に努めます
 - ・喜びや発見、不思議さを素直に表現し、伝えられる保育をします
 - ・一人ひとりの子どもを理解し、集団生活において個性が生きるようにします
 - ・日々の保育を通して「やさしさ」[思いやり]「痛み」「喜び」「やる気」など、人間として大切な心を育てるよう援助していきます
- ④ 子どもの発達が育めるよう、園舎内、園外、地域の豊かな環境を取り入れ、のびのびと遊びができるようにします
- ⑤ 親子活動、クラス懇談会、連絡ノートなどにより家庭との連携を深め、子どもにとって豊かで安定した生活ができるよう支援します。
- ⑥ 地域、世代間交流を大事にし、又、地域の行事等に積極的に参加します

毎日の保育について

発達過程をふまえて、ねらいを持ち、計画を立てて保育をします。

子どもの自主性や創造性、興味、自発性が培われるよう、心のふれあいを大切にし、一人ひとりの個性に応じた保育を行います。

④ 施設の特徴的な取組

昭和28年に出雲大社の御本殿のすぐ近く、小学校、中学校、地域コミュニティセンター等の文教地域に大社町立大社保育園として開設され、昭和51年からは3歳児未満児入所、早朝・延長保育開始、平成19年からは土曜日一日保育、一時保育等も開始する等、地域の要望を反映させながら地域に密着した歴史と伝統を継続した保育園です。平成22年より現在の社会福祉法人壽光会「たいしゃ保育園」として開園し、平成23年現在の木のぬくもりを感じられる木造平屋建ての園舎が整備され、在職年数も長い職員も多く世代間のバランスもとりながらの職員構成で運営されており、子どもや職員の笑顔が印象的な施設運営が行われています。

保育所保育指針での幼児期の成長・発達を促進するための環境として、保育園施設に隣接する小さな森（緑の木々や昆虫等）や神社の境内等の自然が豊かな中での保育活動が行なわれています。また、地域に密着した世代間を超えた人々との交流や伝統芸能等の伝承・普及活動にも力を入れられ、地域に力強く根づく運営を目指されています。

幼児期保育としての5領域要素及び新たな保育所保育要領である「10の姿」への取組みの養育に向けた取組みへ挑戦もスタートされており、年長クラス（3歳～5歳児）への英語力の向上の取組み、スイミング及び食の力の基礎を養うための食育活動等に対する取組みが積極的に行われています。

⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和元年4月12日（契約日）～ 令和元年10月 日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	初回

⑥ 総評

◇特に評価の高い点

大社町における歴史と伝統を育み、保護者等も幼少期に慣れ親しんだ施設として、身近で信頼を寄せる保育園としての運営が行われています。

法人組織の企業理念として、「地域の人々との共生を目指し、利用者の方一人一人の人権を尊重しながら、皆が潤いのある豊かな暮らしが送れるよう日々努力し、福祉サービスや暮らしの環境がいきいきと創造されることを目指します。」に加えて、保育理念・保育目標（目指す子ども像）・保育の基本方針に基づき、子どもの自主性や創造性、興味、自発性が培われるよう、心のふれあいを大切にし、一人ひとりの個性に応じた保育を目指した毎日の保育が行われています。

特に、地域の伝統行事への参加（番内や吉兆太鼓の囃子をしながら参道等を練り歩く吉

兆さん参加、大土地神楽公演、神門通り祭り等)に加えて、地域の文教地域(施設近隣に幼稚園・小学校・中学校)としての交流(校長会や園長会及び運動会・が定期的に行われる等、「世代間・異年齢・異校種等交流」「地域子育て講座」「地域の伝統芸能普及」及び子どもの発達過程に応じた保育園の生活を通じて、基本的な生活習慣「衣服の着替えの折りたたみ、脱いだ靴を揃える、食事の前や外遊びの後の手洗い(足洗い)、排せつ、決まりや約束ごとを守る、挨拶(おはよう・いただきます・ごちそうさま・ごめんなさいが言える子ども)等々に加えて「鉄棒、縄跳び、跳び箱、絵本の読み聞かせ、みんなで歌う」及び「園庭、園内でのかけっこ、砂遊びや散歩による地域環境の学び」「当番制による食事の準備のお手伝い、音楽を聴きながら楽しい雰囲気の中で食事や食後の片付けや歯磨き」や日常生活の中での自然環境(海、山、川、畑、田んぼ等)と連動した触れ合いによる養護(援助)・教育の取組みが行われています。

地域とのつながりが強く、幼児期からのふるさとの社会・文化に触れ、地域で大切に見守られ生きる力を育んだ子どもたちの姿をやさしく養護・教育・援助する保育運営が行われています。

組織内に園内研究部として、幼児保育専門リーダー、保健衛生・安全対策専門リーダー、食育・アレルギー専門リーダー、障がい児保育リーダー、保護者支援・子育て支援専門リーダー、マネージメント専門リーダー等の委員会による業務推進体制が構成されています。

◇改善を求められる点

人事考課制度を導入されたばかりでその運営に定着化に懸命な努力が行われています。

組織的にスタートした人事考課(目標による管理)の目的の理解度が職員間に濃淡があることから事業目標の達成感及びやり甲斐のある組織づくりとして、期待する職員像における職員一人ひとりの「定量化(量・数)・定性化(本質)」した目標を定め(チャレンジ目標シート等)、定期的(半期、年度末)に振り返り、職員が十分人事考課の趣旨を理解した上での上司の評価・指導(アドバイス含む)による養護・教育の一体保育の更なる質の向上を目的とした取組みが望まれます。

また、職員の正社員化の取組みや人材の育成・強化による組織の品質の向上へと連動する取組みに期待します。

市街地であるが、自然豊かな幼児教育の環境(幼稚園・小学校・中学校が隣接する文教地域)を持ち、保護者との相互信頼や地域との強い絆に支えられ運営される保育運営の更なる保育サービスの質の向上に向けて、社会の変化や要請に基づき、保護者の意見・要望及び法令改正等による新たな保育サービス基準等の標準的な業務の実施に向けて、標準的な業務内容の変更を行う場合は、保護者会等において、養護と教育の一体保育の当園が目指すための3つの柱(①豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かっただけの知識や技能の基礎②考えたり、試したり、工夫したりの思考力、判断力、表現力の基礎③さまざまな事に意欲を持って、粘り強く取り組み、目標に向かって努力する力や思いやりや安定した心を持つ「学びに向かう力、人間性等、に加え、幼児期に終わりまでに育てて欲しい「10の姿」等、具体的なプログラム等の周知・説明など、保護者とのコミュニケーションや意識の共有を深め共同作用による取組みに期待致します。

また、効率的な業務運営の業務見直し等や情報化の取組みが進んでいますが、施設運営が適切に機能する職場環境の整備（人材の育成含む）や保育業務に関する各種記録等の更なる改善に向けて、ICT化（保育サービス運営機能及び各種ソフト等の検証や検討）等による業務の簡素化・効率化の取組みを前進されること望みます。

⑦ 第三者評価結果に対する施設のコメント

第三者評価の受審を通して、職員一人ひとりが日頃の保育活動を振り返る良い機会となりました。普段の取組みが、外部評価で可視化されることにより、「園の特色」をはっきりさせることができました。そのことにより、自園のストレングスを職員・保護者・地域で共通認識することができます。今後は、自園のストレングスをより一層高め、質の向上に取り組んでいきたいと思えます。

⑧ 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

平成27年度より判断基準(a、b、c)の考え方が、「よりよい福祉サービスの水準へ誘導する基準」となるよう以下のように変更になっています。

「a」 より良い福祉サービスの水準（質の向上を目指す際に目安とする状態）

「b」 「a」に至らない状態、多くの施設・事業所の状態（「a」に向けたと取組みの余地がある状態）

「c」 「b」以上の取組みとなることを期待する状態

第三評価結果（保育所）

共通評価基準（45項目）

評価対象Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<p><コメント></p> <p>理念・基本方針が明文化され、施設内への掲出や入園説明会及び保護者総会時に「保育園要覧」及び「入園のしおり」等で保育目標等及び保育の基本方針（めざす子ども像含む）を明記して、保護者への周知が行われています。</p> <p>また、施設案内等がホームページ等へ掲載され、理念・基本方針及び経営（定款・財務情報開示等）の透明化等を図る取組みとして地域に周知が図られています。</p> <p>職員に対しては、年度始め（4月）の職員会議で、保育所の役割・機能及び社会的責任の遂行等を踏まえた専門的・技術力を活かした地域への保育事業者としての貢献及び理念に込められた思いや職員としての行動規範である職責の責任保持及び「子どもが好き、笑顔が素敵、向上心が旺盛、何事にも前向き、お話が大好き」等の子どもの一人ひとりの存在感を認め、職責に対する責任感や向上心を持ち保育サービスの質の向上に向けた取組み等、職員に理解を求める説明が行われています。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
<p><コメント></p> <p>保育事業を取り巻く環境変化及び経営状況の数値（財務等）が把握・分析され、事業の実績・課題等（コスト分析含む）について事業運営に反映させられます。</p> <p>特に、地域の保育運営サービス品質等の特徴・期待及び変化・要望等の地域事情を勘案した「産休明け保育、延長保育、障害児保育、外国人児童受入れ、保育所体験」等の利用要望者に対するサービスの提供が行われています。</p> <p>事業を取り巻く環境や社会動向及び経営状況は、定期的に職員会議等で職員全体への周知・説明等が実施されていますが、今後、益々進展が想定される少子高齢化に適切に対応するために、これまで実施されてきた地域の環境変化や地域の潜在的ニーズ等の把握に加えて、人口統計（地域別・年齢別・出生数等）及び保育利用者の推移（利用率、待機児童数等）のデータ分析（厚生省・健康福祉部市民課等）や社会動向（行政施策等）を踏まえた事業計画の策定に伴う保育施設の運営が望まれます。</p>		

③	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
<p><コメント></p> <p>法人組織全体として、本部による経営全体（経営状況、サービス内容・環境等）の現状・課題の検討及び対策等の運営会議（月1回）が行われています。</p> <p>保育園では、組織全体の動向を踏まえ、職員会議等（月1回）において、事業運営状況（事業運営実績）等が報告されていますが、保育所としての社会動向（行政方針・施策含む）に加え、保育運営の成果・分析等の掘り下げや効率的な業務推進に向けた各種施策（ICT促進策やコスト削減）及び全体的な計画・指導計画書に対し、保育経過記録等に基づく保育の質の向上への取組み（組織としての特徴や強み・弱み）の把握・分析を行い、次へつながる対策や継続的な事業推進等の目標・目的の方針等が、職員に共有され実行される組織運営が望まれます。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
④	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<p><コメント></p> <p>保育の基本理念（方針）に基づいた経営目標に沿って、当園の保育運営（組織体制・人材育成計画、サービス内容等含む）及び環境整備等の検証・検討が行われています。</p> <p>園の中・長期的な経営・施設運営目標は、潜在的な利用者ニーズ（園児の増減等）のデータ分析や経営課題の分析に基づき、組織体制、施設設備、人材育成等の具体的な課題解決策を反映させた中・長期的目標（ビジョン）を組織的に明示することが重要となります。</p>		
⑤	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
<p><コメント></p> <p>理念・基本方針に沿った単年度の経営目標・環境整備計画等の単年度事業計画（財務指標、安心安全（健康管理・避難訓練・消火訓練等）、人材育成計画、地域の伝統行事参加、世代間地域交流、食育推進、各種行事等）に加え、保育園要覧、全体的な計画、指導計画、クラス経営案、アプローチカリキュラム等が策定され、年度当初に職員会議での職員への説明・周知が行われています。</p>		

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直し が組織的に行われ、職員が理解している。	b
<p><コメント></p> <p>経営事業目標及び施設運営に関する環境整備計画に基づき、当園の事業計画が策定され、法人本部による定期（毎月）の事業の実施状況（事業報告等）が取りまとめられ成果・分析等の進捗管理が行われています。</p> <p>毎月、職員会議やチーム会議を通じて、保育の狙いの立案から実施要項まで職員間で話し合い、改善・見直しを行いながらの組織運営となっています。</p> <p>事業計画策定時に、職員会議での職員からの意見や要望等の収集及び職員からの創意（意見・要望）に基づき計画策定することにより、実践的で身近な計画となり、職員の理解や目的意識が強くなると思われます。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解 を促している。	b
<p><コメント></p> <p>入園説明会・保護者会等において、年度版の保育園要覧・入園のしおりを使い、保育内容（具体的な保育内容、年間行事や保育園の一日生活計画、延長保育等）及び保育園特別事業、苦情解決事業、個人情報保護対策、健康安全の取組み、防災対策、保育園と家庭の連絡について、その他保育園からお知らせ事項等の説明が行われています。</p> <p>また、事業計画の運営状況等が園内玄関への掲出及びホームページ等により保育の基本計画等を掲載して地域の広範囲へ周知が実施されています。</p> <p>保育園で実施される養育内容の役割・機能と保護者等が行う役割・責務に加え、保護者からの保育運営への協力などの取組みについて、相互間で共有した理解に基づいた「子どもの養護・教育の一体的保育」が行われることを望みます。</p> <p>中・長期的に取組む施設の園舎や園庭の整備計画や設備の整備及び業務運営の改善・見直し等は、保護者総会等で保護者へ事前に理解を深める取組みを望みます。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 保育の質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、 機能している。	b
<p><コメント></p> <p>保育施設・保育内容等の質の向上を目的に、組織運営規定、倫理要領及びサービス関連・危機管理等のマニュアルが編成され、毎月等の法人組織での会議及び園内での月案等への記録（日誌等によるクラス単位の評価等）による職員会議での課題の把握・改善対策等の取組みが行われています。</p> <p>職員、保護者及び地域の多くの意見・要望を反映させた多様な角度からの施設運営の検証による保育サービス内容及び保育施設の改善・環境整備等、更なる向上に向けての取組みを期待します。</p>		

9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
<p><コメント></p> <p>園の事業運営状況（月次報告等）の実績・分析及び改善対策等が、法人本部会議で園長より報告・論議され、その結果については、職員会議等で事業運営状況等の報告や今後の対策等として周知が図られます。</p> <p>事業全体の事業運営における組織の強み・弱み（良い点や改善が必要な点等）を明確化させるための組織（各種委員会）及び職員会議等（検討項目の整理）で評価を行い、計画的に職員全体で意識の共有を図った改善対策に向けて、組織的に日常の養育支援や組織運営が実施されることを望みます。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
<p><コメント></p> <p>理念・基本方針に基づき、事業運営規程・事業運営計画が策定され、園長及び主任（権限委任）における施設運営体制（業務分掌表・危機管理マニュアル等）に於いて、職員の役割と責任・機能は明確にされ、年度当初の事業計画等について、園長として保育方針や保育目標が職員会議等で周知が図られています。</p> <p>また、年間の方針に基づいた全体的な計画（保育課程）の作成及び指導計画書作成に関する指導やアドバイス等による共有が図られています。</p> <p>年度当初の保護者会総会等の際に於いても、園長の役割と責任、当園が目指す「養護と教育の一体保育」の目的の中にある幼児期の終わりまでに育ててほしい10の姿を目指す教育が反映されている旨の養育の目的を保護者へ説明し、安心感と信頼確保への更なる理解への工夫が求められます。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>就業規則、法令遵守規定、事務分掌規程等による施設内外研修を通じて、社員への法令遵守（コンプライアンス等）理解への取組みが行われています。</p> <p>社会的なマナーやモラルを守る気づきや意識を強く持ち、セクハラ・パワハラ、プライバシー保護、個人情報保護及び法令（交通法規含む）、消費者保護関連法、雇用、労働、防災、環境等多くの法令に違反する全ての行為等の芽を摘み取る取組みが必要であることから企業倫理規定、各種業務マニュアルの変更等や法改正等の見直しに加え、職員会議等で倫理規定等の職員周知等による理解の徹底が求められます。</p> <p>今後においても法令遵守に関する内部・外部研修（接遇研修含む）等の知識習得と実践に向けて継続した取組みを望みます。</p>		

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b
<p><コメント></p> <p>事業に関する全体の運営に対する「保育目標」及び重点施策項目及び年間行事計画に加え、地域の関係機関との外部対応及び危機管理、防災対策管理等の保育の現状の課題及び保育運営における現状分析と課題の掘り下げによる対策及び職員の質向上に向け研修計画（キャリアアップ研修含む）の策定及び保護者や地域への保育サービス全体に対する情報発信等、保育園内外に対する保育の質の向上に向けた取組みが行われています。</p> <p>保育の質の向上には、職員の専門知識・技術の専門知識等に加え、法人組織全体で取り組まれている人事考課による定量化された職員一人ひとりの目標設定を有効に活用し、定期的に目標達成度を把握、分析・評価等を通じての組織の強化を図るために、職員一人ひとりの良い点を更に伸ばし、課題等の改善に向けた人材の育成が最も重要であることを強く認識された取組みに期待します。</p>		
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	b
<p><コメント></p> <p>経営改善に関する対策は、保育運営事務作業である各種書式の簡素化・見直し改善等、職員の事務処理の効率化対策等の推進が図られています。</p> <p>社会が求める働き方改革や子育て支援新制度である幼稚園・保育園・認定こども園の教育要領や保育指針を共通化した通称3法令等による幼児養護・教育等に関する統一化等社会の要請等で大きく変化する中、これまでの改善施策に加えて、法人組織による各種指標の整理、事業計画実践の把握・分析、対策、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、業務の実効性を高めるための施設運営に関する業務改善の効率化策として、全体的な計画・指導計画の保育記録や各種管理記録等について、情報化（ICT化等）、システム導入への検討に期待します。</p>		

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
<p><コメント></p> <p>保育士人材確保・定着への課題は、社会的問題となっていますが、園の職員数は基準を上回る適正配置が行なわれています。また、女性活躍推進法に基づいた「えるぼし企業（厚生労働省）」として認定され、法人組織として、「採用」「継続就業」「労働時間に働き方」「管理職比率」「多様なキャリアコース」等が認められたものです。</p> <p>保育士募集の広報（HP含む）の対応及び保育士育成校への対応や実習生（大学・高校生等）への声掛け等が行われています。</p>		

15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>法人組織としての就業規則・人事基準（配置基準・給与規定含む）定められ、保育理念・基本方針に沿った事業目標達成に向けた職員の業務実施及び職員一人ひとりに対する上長の面談等による各種の意向の把握及び社内外研修（キャリアアップ研修含む）による人事管理が行われています。</p> <p>園が求める</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 子ども一人ひとりの存在を認めながら、丁寧なかかわりが出来る保育士 ② 明るく子どもと接することができ、保護者の気持ちに寄り添い共に育てていくという共感力を持っている保育士 ③新しい保育情報や各種の情報収集等及び自分の得意、不得意分野を把握し、研修等スキルをあげることができる保育士 ④日々向き合う子ども、保護者・職員の中で、時間をかけて信頼関係や愛着を築いていける保育士 ⑤コミュニケーション能力があり、子ども・保護者など相手の思いも受け止められる保育士 ⑥職員間の共有や連絡・相談が保育につなげていける保育士 <p>等々の園の「期待する職員像」その実行性に対する評価が処遇改善に連動する人事考課制度であるための職員が日常の業務で強く認識するための工夫が望まれます。</p>		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>就業規則・人事基準に基づいた日常業務が実施され、定期的職員との面談及び職員会議等を通じて共有を図った就業・人材育成等の取組みが行われています。</p> <p>心の健康づくり計画が作成され、組織的に衛生委員会の設置や職員の各種相談窓口が開設され、ストレスチェック制度（メンタルヘルス対策）及び各種の休暇制度（有給休暇・特別休暇・産前産後休暇・育児休暇・介護休暇等）、定期健康診断、予防接種補助、各種の共済制度、永年勤続表彰制度等の整備による福利厚生に関する職員が安心して仕事と暮らしが出来る制度が確立されています。</p> <p>社会が目指すワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の両立・充足）に配慮した業務環境に向けて、就業時間（時間外労働の削減含む）の管理及び職員の労働災害防止対策や日常の健康管理等々各種制度の対策は、園長として、業務の評価面談や研修計画（人材育成）調整時に就業状況等の意向・意見の把握を職員一人ひとりから聴き取る等、今後においても働きやすい職場づくりに向けた取組みを更に推進されること期待します。</p>		

Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>職員一人ひとりと事業目標・目的や育成計画を、年度始めに職員面談等により、指導・アドバイス等が実施され、年度計画についての共有の取組みが行なわれています。</p> <p>職員一人ひとりの事業運営目標（目標による管理等）を定め、定期的（中間期・年度末等）に、職員一人ひとりの目標の達成状況（自己評価表等）の振り返りや新たな施策や改善対策等（上長等による面談等）の組織的な取組みが望まれます。</p> <p>人事考課制度の効果的運営に向けて、職員一人ひとりの「定量化（定性化）」された「目標計画」の設定及び「人材育成計画」が職能（職種）ごとに、職員自らが設定した目標（目標シート等の作成の提出による面談で決定等）等の定期的な成果管理（面談による指導・アドバイス）等の研修と業務実践を組み合わせた人材を磨く取組みに期待します。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
<p><コメント></p> <p>職員の保育所運営に関する知識習得及び保育方針（目標）を論理的に理解した保育業務を行うための期待する職員像が明確にされています。</p> <p>また、年間研修計画も策定され、偏りのない研修が実行されています。</p> <p>研修内容、カリキュラムについては、評価と見直しを行い、実行性のある研修に繋げて行かれることに期待します。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
<p><コメント></p> <p>年間事業計画に基づき、保育全体的な計画（目標）や指導計画（個別含む）が作成され、職員一人ひとりの研修計画（研修実施記録に基づき）が策定され、保育園運営の実践を通じた育成（OJT・新人はエルダー制度含む）に加え、キャリアアップ研修（階層別研修含む）等による育成が行われています。</p> <p>職員一人ひとりの資質やキャリアに適応した研修の実施及び新規採用研修、主任保育士研修、階層別研修・テーマ別研修が計画的に実施され、行政からの要請研修（民間主催の研修含む）研修参加等及び研修内容等の研修報告書での回覧や職員会議で研修内容の報告などで他の職員への知識共有が行われています。</p> <p>職員一人ひとりの経歴や職員の知識・技能（習得状況記録）や専門資格が管理され、職員一人ひとりの人材育成を計画的に成長（キャリアデザイン）させる研修方針に基づいた育成計画を作成、職員に十分理解された育成研修の取組みを継続されること望みます。</p>		

Ⅱ-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
<p><コメント></p> <p>実習生に対するオリエンテーション等による保育施設の紹介や保育内容及び秘守義務についての説明が行われ、実習生受入れ体制（指導者：主任）を整えて積極的な取組みが行われています。</p> <p>実習生の種類は、大学（短大学生含む）インターシップ及び中学生の職場体験等の参加が多くなっていますが、保育士養成校等の実習生への保育知識の習得は、学校側との連携を図られた実践的な知識の習得ができる計画に基づく実習が行われ、保育現場への業務に携わること期待して取組むこととされています。</p> <p>実習生マニュアル（プログラム含む）の整備・定期的な見直しを適切に行うことが求められます。</p>		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>保育理念・保育方針は、ホームページ掲載及び施設内に掲出されており、事業運営に関する施設概要・施設案内・苦情（玄関へ箱設置含む）対応等の具体的に提供する保育のサービス内容（行事予定含め）等、「入園のしおり」や「保育要覧」「壽光会だより」、ホームページ等により保護者及び地域への情報提供が行われています。</p> <p>通常の一日の保育は、朝の挨拶、健康状況の確認（観察）から始まり、朝の会、クラス保育による園庭や多目的ホール・遊戯室での運動遊び（鉄棒・マット・跳び箱・バルーン・ダンス等）や地域の散歩、絵本等の読み聞かせ及び外部講師による「俳句、水泳、英語、ダンス、ストーリーテリング（昔話などの語り部）」等の教育活動に加えて、各種の行事（保護者総会（保育計画や運営の説明）・保育参観（保護者の給食試食会）・田植え及び収穫活動（農業高校の支援）、笹巻づくり・七夕まつり・ハロウィンパーティー・運動会・お泊り保育・もちつき会・お楽しみ発表会・ひなまつり会）等の心身における成長発達を促す多様な発見・地域文化等を織り交ぜたプログラムが計画され、体感を鍛え、乳幼児の本来ある感性の活性化など育む養育が取り組まれています。</p> <p>保育園としての「養護と教育の一体保育」の運営に加えて、一昨年（2018年）より、保育所保育指針の法令改正が行われ、幼児養育に関する新たな取組み方針等の背景や目的等に沿った取組みを進めるための準備が進んでいます。</p> <p>具体的な養育の事例等、詳細に分かりやすく整理するなど、保護者等への理解を深める情報提供が求められます。保護者の理解が深まることで、保育所と保護者の役割・機能が明確化になり、相互作用による子どもの成長を更に高めることが期待できます。</p>		

22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>施設経営・運営、財務管理等は、経理規定に沿って法人本部経理担当（収支決算書等）による適正な取組みが行われ、内部経理監査（年1回）の実施による事業運営が行われています。</p> <p>公正かつ透明性の高い適正な経営・運営には、組織の運営における不備・不正を正す社内規定（基準）であるマニュアル及び手順書等の整備・定期的な見直し・改善が求められています。</p>		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>事業計画に地域への貢献活動を表示し、地域交流（杵築地区3世代交流等）、保幼小中交流、地域行事（大土地神楽、神門通り祭り、吉兆さん、運動会）への参加、清掃ボランティア、老人福祉施設訪問等、園児たちの地域交流（世代間交流）による地域活性化の取組みが行われています。</p> <p>また、大社町の文教地区（幼稚園、小学校、中学校）に保育園が隣接していることから従来より、繋がりが強く体育祭への参加や卒園児との日頃からの交流等、小学校に対する憧れや不安の解消につながる保幼小中連携による体験交流（異年齢交流）の取組みが実施されています。</p>		
24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	b
<p><コメント></p> <p>地域の学生保育ボランティア、絵本の読み聞かせ（おはなしだんだん）、行事イベント支援、紙芝居、手作りおもちゃ（厚生保護女性会等）等、多様なボランティアの受入れが行なわれています。</p> <p>ボランティアの実施に際し、参加者の名簿作成や秘守義務への理解や書面への署名（誓約書）手続き等の受入れ体制等に関するマニュアル編成や受入れ規定等の整備及び定期的に必要な見直し・改善が求められています。</p>		

<p><Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。></p>		
25	<p>Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関との連携が適切に行われている。</p>	b
<p><コメント></p> <p>保育運営における緊急性及び保育サービスに関する関係機関とて、小学校（通級教室）、中学校、さざなみ学園（ふれあい教室）、ハートピア出雲、たんぽぽの会、嘱託医、児童相談所、保育協議会、保健所、警察、消防署、保健所及び行政（出雲市保育園幼稚園課・子ども政策課）等々の関係機関の連携やネットワークが構築された「関係機関連絡一覧」が整備され、職員に対して、連携の必要性等の周知が行われ、緊急時の対応においても備えられています。</p> <p>定期的な関係機関との情報交換（対応内容記録等）を設定し、連携窓口のメンテナンス（維持・管理）や連携強化（子どもの安全・安心を最優先）の取組み及び関係機関との対応方法等について、職員全員が十分理解した上での適切な保育運営が継続に行われる取組が望まれます。</p>		
<p>Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p>		
26	<p>Ⅱ-4-(3)-① 保育所が有する機能を地域に還元している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>地域の在宅子育て支援（げんきっ子のつどい）事業として、園舎開放による取組み及び来園者の育児相談の場を設けるなどの取組みが行われています。</p> <p>また、災害時の避難場所としての指定によるミルク・おしめ等の備蓄が行われています。</p>		
27	<p>Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。</p>	b
<p><コメント></p> <p>文教地区（幼稚園・小学校・中学校・コミュニティセンター等）に立地する保育園としての特性を活かした校長・園長会に参加しての情報交換及びニーズの把握が行われています。</p> <p>日頃から積極的に地域イベント等に参加され、交流が深い地域のコミュニティセンター、民生児童委員、社会福祉協議会等からの福祉ニーズの積極的な掘り起こし活動（要望・意見をたまわる仕組み等）の推進が望まれます。</p> <p>地域活性化への貢献につながる取組みに期待します。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ-1 利用者本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>倫理綱領及び理念・基本方針に基づき、保育運営における全体的な計画、指導計画（個別含む）、人権同和教育（人権保護、外国籍異文化の尊重等）及び人権擁護研修や日々の研究など職員が共通した人権擁護意識を動議付け等により、一人ひとりの子どもの個性を大切に思いやりのある保育が行われています。</p> <p>障害児保育事業にも取組み、子どもの人権を尊重する立場から社会的な障害児保育の具体事例等による子どもの人権尊重や基本的人権への配慮に関する倫理規定等に基づき、組織内研修及び保護者等（保護者総会等）での周知による共有（理解）された保育運営が行われています。</p> <p>基本的人権を尊重するための日頃の実施状況についての評価や把握（職員自らのセルフチェック等）を定期的に行い、当園が目指す人権擁護の基本姿勢が組織的に実行されているかの検証を継続されること望みます。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した養育・支援提供が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>プライバシー保護に関するガイドライン及び倫理綱領・危機管理マニュアル等（プライバシー保護・虐待防止対応・組織体制等）の整備が行われ、保護者等からの同意を得た子どもの写真の映像掲示等、プライバシー保護に配慮された取組みが行われています。</p> <p>子ども（保護者含む）に関する知り得た外部情報等についての保護についても職員への周知徹底に加えて、保護者等へ子ども（保護者含む）に対するプライバシー保護及び虐待防止の権利擁護に関する取組みについての周知による理解を共有することが求められています。</p> <p>権利養護である虐待防止対応マニュアル等の定期的な編成、見直し・改善が必要であります。社会の変化に現状に即応した身体拘束・虐待防止についての対策や組織体制（運営）等の検証等の取組みを望みます。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
<p><コメント></p> <p>理念や基本方針及び保育目標など、地域の多くの方々が理解しやすい各種の広報資料（保育園要覧、入園のしおり、ホームページ掲出、地域のげんきっ子のつどい、来園者受付等）が写真、案内図等が挿入作成されるなど見やすくした利用選択の情報発信が行われています。また、入園希望者には、見学希望（随時）や体験入園等の受入れが行われ、保育園要覧、入園のしおり等による選択に必要な情報提供が親切丁寧に行われています。</p>		

31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更において利用者等にわかりやすく説明している。	a
<p><コメント></p> <p>保育園要領、入園のしおり等で、保育目標、保育の基本方針、生活時程、職員数、保育園の一日、行事予定、健康・安全、保育園と家庭の連絡について、その他、保育サービス内容や注意事項等利用者にわかりやすく説明が行われています。</p> <p>また、クラス進級時においても、保護者総会等で新年度における保育目標、保育内容、保育方法及び行事計画や等お知らせ等の周知に加え、園だよりや朝夕の送迎時での対応等による取り合わせ等に対する丁寧な対応による保護者への理解と同意を得た取組みが行われています。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>保育所の退所届に基づき、面談等により関係機関への報告が行われています。</p> <p>保育の継続性を確保するための各種の相談事についての明文化されたものではありませんが、変更後においても気軽に当園へ相談に快く対応する旨等を保護者等へお知らせする等の配慮が行われています。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>保育目標、めざす子ども像（保育の基本方針）に向かって、日常的に子どもの一人ひとりの表情・姿・言葉などの様子や変化を汲み取り子どもたちが安心・安全に生き生きと生活を過ごすことを目指した取組みが行われています。</p> <p>また、保護者懇談会（個人面談含む）やクラス別保育参加日、誕生会（希望保護者の参加）及び朝夕の送迎時や連絡ノート等で保護者等との意思疎通を深める取組みも行われている。</p> <p>保育指針改定に伴う5領域及び心身の成長が園児から小学校へと連続したつながりを持って育つ養育（10の姿）へのアプローチ等について、具体化（論理）した現場で行う保育方法（内容）や取組み等を保護者等に十分な理解を図るための取組みが求められます。</p> <p>今後において、子ども（保護者含む）に対する満足度を維持向上させるための養育の質の向上を目指した継続的な取組みが望まれます。</p>		

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
<p><コメント></p> <p>社会福祉法第82条の規定に沿って、苦情解決マニュアル（苦情処理規定）が整備され、入園時に保育園要覧資料及びホームページへの苦情解決体制（苦情受付担当者・苦情解決責任者、第三者委員等の配置）及び苦情の解決方法が掲載され、苦情が解決できない場合の島根県適正化委員会への連絡先（申し出等）が掲示されています。</p> <p>また、園の玄関先への意見箱が配置される等、保護者一人ひとりへの苦情解決の取組みに対する強い意志を持った施設運営が行われています。</p> <p>保護者等からの要望・意見が出やすい環境づくりに加え、苦情解決の記録・管理が適正（保護者へのフィードバックや公表の有無の確認等）に行われています。</p> <p>今後も地域からの意見・要望等を積極的に収集される仕組み（苦情に学ぶ体制強化等）を推進し、小さな意見・要望や苦情も見逃さず、記録に残し、全職員が共通の認識で保育サービスの質の向上につなげる取組みを期待します。</p> <p>苦情解決マニュアル等については、定期的に見直し・改善等による職員への理解の共有を図る取組みが求められます。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b
<p><コメント></p> <p>保護者等からの要望・意見並びに気軽に相談しやすい環境づくり（対応個室等）に加え、保護者懇談会時の面談及び朝夕の送迎時の対面による相談対応や連絡ノート、玄関への意見箱等による保護者の悩みや相談内容、様子等を勘案しながら保護者の都合等への配慮も行いながら相談できる環境が整えられています。</p> <p>朝夕の送迎時は、保育園の玄関先と裏側へ保護者の駐車場が提供されていますが、どうしても玄関先の駐車が多く、送迎後の帰宅等を急ぐあまり、職員と保護者のコミュニケーションが薄れる場合もあります。</p> <p>保護者一人ひとりの悩みごと等の相談等については、積極的に保育参加日、各種行事等の機会に保護者等一人ひとりのコミュニケーションを深める中から相互信頼の心の関係強化及び情報化整備による保護者への的確な情報伝達等、今後とも保護者との情報交換の場の多様な取組みを望みます。</p>		

36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<p><コメント></p> <p>苦情解決マニュアル（苦情処理規定）に基づき、保護者からの意見や相談を受け入れる体制が取られ、相談内容や保護者への配慮等が必要な場合は個室による職員対応での傾聴が行われています。</p> <p>保護者からの多様な意見・要望については、園長・主任への報告が行われ、組織としての改善や解決策等の指示やアドバイスを受け適切に対応することとなっています。</p> <p>子ども一人ひとりの育児不安や悩み等の相談や組織的な保育運営に関わる全ての意見・相談等の記録内容等が適切（即刻、業務終了後、後日等の手順等）に園長及び他職員の共有できる閲覧（確認）等の仕組み及び組織の創意として、相談者等へのフィードバック（記録）求められていることから苦情解決マニュアル等の改善・見直し時に保護者等からの相談・意見への対応についても体系的に整理し、職員・保護者との共有が行われること望みます。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な養育・支援の提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<p><コメント></p> <p>危機管理マニュアルの編成に基づく、手順書の沿ったリスクマネジメント（責任者：園長）対応体制として、保育におけるケガや事故等、設備安全等、保健衛生等の責任者体制の構築に加え、事故防止検討委員会（月1回開催）によるヒヤリハット報告や危機管理研修（ヒヤリハット・事件事例等）及び園内外（園舎・園庭）、遊具の安全点検等委員会リーダーを中心に施設運営の安心・安全意識の強化による施設運営の取組が行われています。</p> <p>また、交通安全指導（駐在所おまわりさん指導）等の取組が行われています。</p> <p>子どもの安全・安心対策には、限りが無いことから今後における更なる継続的な取組を望みます。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>感染症対応マニュアル・危機管理マニュアルが編成され、子どもたちには、「顔を洗う、歯を磨く、髪をとかす等」の清潔習慣を身に付ける取組が行われ、職員への嘔吐処理、感染症予防・発生対策（感染症サーベイランス等による発生調査やレベル表に沿った消毒等含む）に向けた職員研修等による予防対策及び発生時の救急救命及快復後の登園基準（保護者へのお願い）等を示し、感染予防前後の体制整備や対応の取組が行われています。</p> <p>発生時や流行時には、玄関への掲示ボード版でのお知らせ及び朝夕の送迎時での情報交換等において、発生状況や予防対策等の情報提供が保護者に行われています。</p> <p>感染症等の発生前後の対応（関係機関及び守秘義務等）及び各種の感染症に対する病後児及び病中時対応などの対策課題等の解決及び職員研修等、今後においても囑託医と連携した継続された取組を望みます。</p> <p>また、感染症等対応マニュアルの定期的な見直し・改善と職員周知が求められます。</p>		

39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
<p><コメント></p> <p>危機管理マニュアル（災害時対応）・緊急連絡体制マニュアルの編成が行われ、入所児童の緊急連絡網（登録希望の保護者に対する災害時における緊急連絡等を園のネットワークを通じてメール配信が行われる）が整備され、毎月の避難訓練（水害・地震等を想定）及び消防訓練が実施されています。</p> <p>また、災害発生時の安否確認及び避難計画（避難指定場所、避難経路、避難責任体制等）が策定され、緊急時の安全確保の取組みが行われています。</p> <p>災害に備えた、関係機関等の連絡先一覧表の職員室への掲示及び施設設備の落下防止対策（安全点検）が行われています。</p> <p>保育所は、災害時においても「事業（保育）の継続性」が求められることから事前の準備・災害発生時・事後（災害発生から保育サービス再開等）等の施設運営復旧までのプロセス等の体制や施設整備（代替含む）及び安全確保の取組み等の手順の策定が望まれます。</p> <p>また、災害時対応マニュアルの定期的な見直し・改善と職員周知が求められます。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	a
<p><コメント></p> <p>理念・基本方針に基づき、全体的な計画及び指導計画書の作成に基づき、記録（自己評価表、月案、日誌、以上児会・未満児会記録等）が残され、子どもの一人ひとりの発達状況に応じた標準的な保育サービスが行われています。</p> <p>業務マニュアル（保育業務手順書・乳児保育業務手順書等）による標準的（文書化）な保育手順により、担当保育士が緊急で不在の場合でも他の職員誰もが行う保育サービス内容等が同一手法や思考で行われています。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
<p><コメント></p> <p>年間の標準的な全体的な計画に基づいた指導計画（個別）が作成され、毎月の保育実績の検証（職員会、チーフ会、未満児会、以上児会）等により、組織全体的な保育方法や必要に応じて行われる子ども一人ひとりに適応（障害児等）した保育方法の見直しを図るなどの取組みが行われ、年度末に年間の総括として、クラス単位の自己評価（振り返り）による事業報告及び次年度の年間方針（保育目標等含む）の作成による取組みが行われています。</p>		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している	a
<p><コメント></p> <p>新入園児説明会等で保育園要領等による丁寧な説明等が行われ、保護者へのアセスメントによる意見・要望等を収集された子どもや保護者の状況（生活環境等含む）及び正確に把握された子どもの一人ひとりの心身状況や既往歴記録等が、児童票や個別指導計画（未満児）、クラス経営案等へ反映された養育が行われています。</p> <p>入園後の日常の朝夕の送迎時や連絡ノート、保育参加日、親子読書会、タイミングを活用して、保護者等からの保育内容や運営の考え方等の意見・要望等を反映させた指導計画策定の取組みに期待致します。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b
<p><コメント></p> <p>各クラス単位に毎月の保育状況について、書面化された全体的な計画に基づいた指導計画に沿った養育の評価（チーフ会での振り返りによる指導計画実施記録・個別経過記録）が職員会等で報告され、園長・主任からの指導、アドバイス等が行われ、指導計画等の評価・見直しが行われています。</p> <p>指導計画は、理念・基本方針、保育目標を基に、全体的な計画が作成され、発達段階（乳児期、幼児期）ごとに基本的なあるべき姿「5領域・教育の3つの柱」及び幼児期の終わりまでに育て欲しい「10の姿」への保育目標に向かって作成されることが求められます。</p> <p>保育目標達成に向け、発達過程段階の子ども一人ひとりの成長・発達の記録（ドキュメンテーション等）を保護者と共有し、共通認識による養育の役割・機能を果たす相互作用による取組みが有効であることから定期的な保育実施状況の達成度の評価を行い、必要な改善や見直しを図り、今後の取組み（指導計画）等に反映される仕組みが望まれます。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	b
<p><コメント></p> <p>子ども一人ひとりの児童票、指導計画書（個別含む）、保育経過記録、健康診断表、身体測定等の記録が適切に行われ、チーフ会・職員会等において、保育内容等の報告や課題への指導・アドバイスが園長（職員含む）等から行われ、組織全体としての取組みとして共有されています。</p> <p>日常業務の中で、保護者との連絡ノートの活用及び日案、週案、月案の保育実施記録等や各種の計画書種類等の記録の煩雑さ解消に向け、ICT化の導入が組織的に検証や推進が求められる時代となりました。保育内容の記録（記録様式・量、内容等）の見直し及び保護者等への対応への業務改善・見直し等全ての分野における効率化に向けた更なる総合的な取組みが望まれます。</p>		

45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
<p data-bbox="156 210 316 241"><コメント></p> <p data-bbox="156 255 1449 385">個人情報保護規定及び情報セキュリティ実施手順等により、個人情報の漏えい対策規定が設定され、情報保護の重要性を職員は十分理解した組織運営（情報保護、守秘義務の誓約書、子ども保護者等の肖像権等の同意書）が行われています。</p> <p data-bbox="156 398 1449 483">業務終了後の各種のデータ情報資料は、施錠のかかる書庫へ保管管理（園長）が行われています。</p> <p data-bbox="156 497 1449 582">個人情報保護規定等の編成による定期的な見直し・改善及び職員への周知が求められます。</p>		

内容評価基準（20 項目）

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育課程（全体的な計画）の編成		
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	a
<p><コメント></p> <p>保育所保育指針に従い、理念・保育目標・年間方針（年間事業・保育計画）に基づき、全体的な計画の編成が行われ、全体的な計画に沿って、子どもの心身の発達状況及び家庭との連携を反映させた指導計画（クラス経営案等含む）の策定が行われています。</p> <p>指導計画の実績（月案：クラス単位）に対して、職員が作成する活動記録（保育日誌、個別記録等）により、定期の職員会、チーフ会等で発達及び経過記録の評価（振り返り）等が行われています。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体展開		
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような環境を整備している。	b
<p><コメント></p> <p>建物は堅固で木のぬくもりを感じ落ち着きのある園舎です。</p> <p>園内外の設備（園庭・園畑含む）・遊具等は、毎月の環境点検が行われ、保育室は、毎日清掃されており、換気、適度の温度調整、消毒、手洗い・うがい清掃等の取組みが行われています。</p> <p>各保育室（クラス単位）に加えて、多目的ホール、遊戯室等、子どもが心地よく安心して、身体いっぱいを使って、飛び跳ね、走りまわり、楽しく遊ぶ等の体感を強くする活動や跳び箱、鉄棒、ダンス、スイミング、ストーリーテリング等の身体的・感覚的・知的等の五感の発達を目指した取組みが行われています。</p> <p>また、クラス単位でのオモチャ遊び、お絵描き（工作）等や絵本室でのゆっくり絵本が読めるスペースの確保など、思考の連想が広がる静と動のバランス等を考慮した子どもの一人ひとりの多様性を引き出す養育の取組みが行われています。</p> <p>なお、職員の課題意識として（2ヶ所の園庭活用対策、衛生対策、園内外の机、椅子に高低等含む安全対策）等々の多様な気付きを持った日常の養育が実施されていることから工夫を凝らした改善に向けた検証・対応に期待します。</p>		

A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>指導計画に基づき、一人ひとりの子どもの発達過程、家庭環境、生活リズムなど個人差を十分把握し（保護者との情報交換や連絡ノート等）、子どもの最善の利益を保証することを最も大切にした「心身ともに健康で生き生きと意欲的に生活できる子どもを育成する」（保育目標）に向け、一人ひとりの子どもの心身状況の発達状況（心身の記録）を職員会で他の職員と共通認識を深めるなど、保育のカリキュラムに沿って、子どもの気持ちに寄り添い、ゆったりと穏やかに遊びや生活支援及び見守りの養育が行われています。</p>		
A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>“めざす子ども像”に向かって、発達過程に応じた保育目標（指導計画等）として「洗顔、食後の歯磨き、世服の着替え、排せつ、手洗い、強い身体をつくる、明るい挨拶や会話、決まりや約束を守る、友だちと助け合う、友だちと仲良くできる、物を大切に使う、お片付け、交通ルール等の生活習慣を身に付けると共に、保育を通じて「集団生活の中で個性を伸ばす」「やさしさ」「思いやり」「痛み」「喜び」やる気」など、人間としての大切な心を育てる援助目標を掲げ、園の一日の生活の中で、食育（給食の準備や美味しい食事やお片付け等）も連動させた生活習慣の習得プログラムが計画に基づいた保育援助が行われています。</p>		
A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
<p><コメント></p> <p>子どもたちが主体的に活動するための環境として、保育園から少し離れた場所へ、芝で整備された第二園庭があり、お散歩コースとして、市街地なのにすぐ近くに、みどり豊かな自然があり、草花観察や昆虫採取による飼育等の感性を磨くための保育環境が広がり、定期的な園外活動（散歩や園庭のあそび等）が行われています。</p> <p>地域の特性を活かした友だちと協力した活動（地域の伝統文化活動である大土地神楽、ござ舞いえびす、吉兆神事等の地域イベント参加、運動会・発表会等）による自発性・協調性を学び、園内で子どもたちが跳び箱や鉄棒やかけっこ等のびのび体を動かし、保育室で歌をみんなで歌ったり、玩具遊び、お絵描き（工作）等及び思い切って走りまわれる多目的ホールや遊戯室及び園庭（2個）での利用等の工夫（クラス単位等）による外遊び活動が工夫されています。また、絵本室で静かにゆったりと絵本の読書する場を設けるなど、多様な子どもたちに対応するための静と動のバランスが考慮され、成長するための有効な場である子どもが主体的に選んで遊べる空間の環境が整えられています。</p> <p>好きな遊びを通じての友だちとの関わりを深め、遊びを更に広げていけるよう見守り援助が行われ、文教地域の特性を活かした小・中学生との異年齢の交流を深め、更に新たな発見や社会体験ができるための取組みが行われています。</p>		

A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>乳児保育（0歳児）の養育は、保護者（連絡ノート及び送迎時のコミュニケーションによる連携が重要）との連携を図り、個別指導計画（情緒の安定を大切に、安全面や衛生面に十分配慮）が作成され、一人ひとりの体調の変化、表情・しぐさ等、子どもに応じた記録や評価を行いながら担当職員が愛情豊かに笑顔で優しく語りかけながら（スキンシップや喃語等）のお世話が行われています。</p> <p>離乳食時は、基本的に固定した職員が離乳食チェック表を基に食事が提供され、優しく声掛けしながらの養護やおむつ替えが行われています。</p> <p>昼寝の時間も職員による「仰向け、呼吸、顔色チェック」目視チェック（10分単位：睡眠チェック表）でSIDS対応に十分配慮した安心・安全の見守りが行われています。</p>		
A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳児未満（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>全体的な計画に基づき、発達過程（1歳～2歳児）に応じた個別指導計画（活発さが増しますが感染症に気を付ける時期、多様な自我や興味が生まれ、ヒヤリハットが多くなる時期）等の一人ひとりの子どもの発達状況を把握するために、連絡帳や朝夕の送迎時等に保護者との連携を密に策定されています。</p> <p>2歳児に入ると一人ひとりの子どもに合わせて基本的な生活習慣が身に付けられるよう配慮した取組みが行われ、友だち関係が芽生え、意欲的にあそび、衣類の着脱や手洗いを自分でやりたい自立心の芽生えなど、養護・教育の一体的な保育目標等を保護者等と共有し、（保護者会・保育参加日・個人面談等）連携した取組みが行われています。</p>		
A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳児以上の保育において、養護と教育が一体的に展開されるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a
<p><コメント></p> <p>全体的な計画に沿った3歳児～5歳児の発達過程に応じた指導計画が策定され、自分で考え、自分で決めて、自分で行動する自己主張が出来るようになる。社会生活における各種のルールを理解や仲間との協働生活の中で、助け合い、相手を大切に思いやる気持ちを引き出す取組みが行われています。</p> <p>更に、基本的な生活習慣の定着及び相手への問いかける言葉や態度が大切なる時期となり、自分の思いを仲間に伝える力が備わり、仲間と共に力を合せた多くの行事「七夕まつり、田植えや収穫祭、お泊り保育、大土地神楽公演、発表会、吉兆行事等」へ積極的に参加するなど、団体の中で子ども一人ひとりがお互いに協力しながら感性や思考力の発達や創造的な思考の成長・生活が出来るための取組みが計画的に行われています。</p>		

A⑨	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<p><コメント></p> <p>障害児の保護者との意思疎通（療育・援助等）を図り、個別指導計に基づき、毎日の朝夕の送迎時の対応等の情報交換（連絡ノート含む）を密にした保育の取組みが行われています。</p> <p>入園後の発達障害等の課題等の発見や対応の在り方等について、巡回相談日（月1回予定）が設定され、出雲市こども政策課の心理相談員（臨床心理士）の子どものカウンセリングが行われ、障害児担当保育者、看護師、クラス担当が助言（相談）・支援等を受け、発達障害等の心配が想定される場合は、心理相談員から保護者へ連絡等が報告され、障がいのある子どもが安心して生活できる必要な情報（知識含む）及び相互連携による障害児保育が行われています。</p> <p>また、保護者等に対する障害児保育についての情報共有も行われ、差別やプラバシー保護等への配慮への理解による取組みを行っています。</p> <p>職員の障害児保育等の必要な知識・情報を得るための計画的な研修の実施、研修後の職員会議等で他の職員へ研修内容等の共有を図るなど、組織な取組みが行われています。</p>		
A⑩	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>朝夕の延長保育の現状にあるが、保育士間の引継ぎ（ケガや体調及びその他必要事項等）の実施による取組みが行われています。</p> <p>多目的ホールで延長保育（異年齢）が行われ、絵本の読み聞かせ、好きな玩具遊びや年上の園児が年下の子を世話したり、年下の子が年上の子の真似をしたり、家庭的な雰囲気大切に子どもたちが落ち着いた環境で過ごせるように静かな環境に配慮した保育が行われています。</p>		
A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>就学前の子どもの一人ひとりの発達状況（子どもの特徴、体力強化や意欲、落ち着き等の指導状況等）の現状が把握され、「保育所児童保育要録」作成され、保護者の要望や同意（保護者面談等）を踏まえた記録等を小学校へ適切に引継ぎが行われています。</p> <p>5歳児クラスに於いては、就学を見通した取組みとして、小学校の運動会への参加や昼寝時間を廃止し活動（思考・判断・興味等）の広がりを意識した一日の過ごし方が行われています。</p> <p>また、保・幼・小連携推進会議によるスタートカリキュラム（小学校生活への円滑な適応計画）等の情報収集及び保育園としての年長児後半の小学校就学前の保育園での学びの芽生えの現状等の意見交換が行われ、就業前の準備が進められています。</p>		

A-1-(3) 健康管理		
A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
<p><コメント></p> <p>健康管理マニュアル（感染症・SIDS 等含む）の編成が行われ、入園のアセスメント時に児童調査記録（既往症・予防接種等）に基づき、毎朝の健康観察が行われ、職員が共通した理解による子どもの一人ひとりの健康管理を意識した養育が行われています。</p> <p>保育目標である「心身ともに健康で生き生きと意欲的に生活できる子どもを育成する」保育の基本方針の第一番目が、「健康な身体づくりに努めます」を掲げ、健康に保育園生活を送るための保健計画（看護師・保育士の意味を反映）に基づき、身体測定・検尿（毎月）、健康診断（内科・歯科年2回）の実施及び感染症の流行時期の対応（保護者への情報提供：毎日の朝夕の送迎時の情報交換・連絡ノート・園だより・玄関先への掲示）及び、緊急時の保護者との連絡網の整備と対応に加えて、看護師、嘱託医、保健所、出雲市「保育幼稚園課」等との連携による適切な対応が行われるための取組みが実施されています。</p> <p>また、乳幼児突発死症候群（SIDS）対策（睡眠チェックリスト表：10分単位）、により管理された取組みが行われています。</p>		
A⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	a
<p><コメント></p> <p>定期の健康診断（年2回）・歯科検診（年2回）及び身体測定（毎月）が行われ、健康診断結果記録が職員に伝達されます。</p> <p>健診結果については、職員より保護者に報告され、必要な場合には、受診勧奨も行われます。また、家庭での健康管理や歯科対策の早期対応への情報提供が行われています。</p> <p>生活習慣としての「外出後の足、手洗いやうがい」の励行及び食事の前の「手洗い及び食事の後の歯磨き」指導等の感染症対策や歯の健康強化に向けた取組みが行われています。</p>		
A⑭	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>健康管理マニュアルの編成に基づき、アレルギー疾患（慢性疾患等）のある子どもに対する取組みは、保護者との十分な意識合わせが行われ、医師からの指示書「食物アレルギー対応食申請書」等の内容等について、栄養士・看護師・保育士による確認による意識の統一した共通理解に基づき、責任を明確にした上で適切（除去食&代替食）な対応が行われています。</p> <p>現状でのアレルギー児対応除去食の必要とする園児（4名）に対する誤食対策として、配膳時の注意として、専用トレー（指名を明記）による保育士（担任）と栄養士（調理師）の担当間で、アレルギーチェック表による誤飲・誤食の防止点検を行い、食事場所の位置や担当保育士が付き添う等の食事提供（肉除去、魚除去、卵除去、等）の取組みが行われています。</p>		

A-1-(4) 食事		
A⑮	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<p><コメント></p> <p>全体的な計画、食育計画（食育活動実践記録）に基づき、食育の目標「食べることは生きること」を掲げ、豊かな食体験を通じて五感（見る・聞く・触れる・匂う・味わう）の子どもの感性を養い、食事（食材含む）への興味や関心を持ち食べることの楽しさ、大切さに気づき、食べることが全ての意欲、やる気につながるとする食育計画が作成されています。</p> <p>食育計画は、保育参加日の給食試食会、クッキング日、行事食（笹巻づくり、ひなまつり、餅つき等）、弁当の日（夏場を除き毎月1回）、親子遠足など取り入れ、プランター菜園（キュウリ、トマト等）収穫の為に、水やりをしながら育てる学習や農林高校生生徒さんの指導による「古代米の田植え体験や収穫」等による活動を通じて、食材そのものの味を大切に食べる食の楽しみに加えて、給食づくりのお手伝いや子どもの成長に必要な栄養を考慮した安全で安心な食事の提供が行われています。</p> <p>また、給食時間になると保育施設内に清潔で温かい木のぬくもりを感じる部屋で、食の楽しみや食事マナー等の学び給食が行われています。</p> <p>保護者等に対する給食だより（月始め）による食育に関する情報提供（季節の献立や料理方法等含む）が行われています。</p>		
A⑯	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<p><コメント></p> <p>衛生管理マニュアル（食中毒予防含む）が編成され、衛生管理研修への参加や検食チェック表や給食意見書等による給食反省（月末1回）等が栄養士を中心とした献立づくりから課題等の反省会が行われ、衛生管理（食中毒等）の意識を職員が共有して、子ども一人ひとりの成長・発達に応じた素材を活かした安心・安全（食材の大きさ・硬さ等喉に詰まらせないための調理の工夫等）な食事の提供が行われています。</p> <p>園児と一緒にテーブルで食事をしながら担当保育士が、一人ひとりの子どもの好き嫌いの把握（量）や食事提供や残食処理等の食育支援が行われ、給食チェック表や給食意見書等を踏まえ、栄養士（調理師）・保育士等による「給食反省会（月末）」が実施され、献立作りから食育全般における改善等が行われています。</p> <p>不定期ではあるが、栄養士（調理師含む）が食事を園児と一緒にするなど、一人ひとりの子どもの様子を直接観察されます。</p> <p>子ども一人ひとりが「食べる喜びに感謝」「食材への感謝」「他者（食物を生産者）への感謝（いただきます）」に始まる食事や食後の「ごちそうさま」の言葉が自然に出る食事の場を活用した食育が行なわれています。</p>		

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A⑰	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>保護者総会（保護者面談等）において、年間の保育目標及び行事予定（年間・毎月）及び保護者等が参加する行事計画（祖父母参加日、保育参加日（給食試食会含む）や誕生会、親子遠足）等を周知・説明が行われています。</p> <p>保護者総会や各種行事等の機会を捉えた情報交換による意思疎通の取組みが行われています。</p> <p>定期の「園だより」「クラスだより」「給食だより」等が主な情報提供ですが、双方向としての意思疎通としての連絡ノートや朝夕の送迎時における気軽にできる保護者等と職員相互のコミュニケーションは信頼関係確保の大切な場としての取組みが行なわれています。</p> <p>各種行事（日常生活や給食風景含む）の写真掲示等の工夫も行われていますが、子どもの成長記録（児童票・保育経過記録・ドキュメンテーション含む）に基づいた養育の現状や今後の育成方法等の保護者と共有する場（クラス単位等）を設けて、共に相互作用（保育園と家庭との役割・機能を明確化）が出来る子育て支援（養育）を行う仕組み等の工夫が望まれます。</p>		
A-2-(2) 保護者等の支援		
A⑱	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>保護者が安心して子育てが出来る支援として、延長保育事業、一時保育子育て支援事業、保育園開放子育て支援事業（兼保育園体験特別事業）、障害児保育等が行われ、保護者との意思疎通や意見・要望の受入れ体制として、玄関先への意見箱設置（苦情解決に向けての責任者体制等）、園と保護者の双方向で結ぶ連絡ノート及び朝夕の送迎時の職員と保護者の対応（意見・要望等の確認）に加え、入園のしおり及び各種の情報（園だより・クラスだより・ホームページ等による保育運営・内容や健康（保健）に関する情報等）による保護者等が安心できる子育て支援情報等が提供されています。</p> <p>毎年、新入園、卒園で入れ替わる園児（保護者含む）に対して、悩みや相談事を抱えながら職員への声掛けによる支援を求める保護者等に対して、地道に粘り強く保護者等との信頼関係を深め、一人ひとりの保護者の多様な悩みや相談を受け止め、保護者と共に子ども成長を培うための取組みが継続されています。</p>		

A ^⑱	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
<p><コメント></p> <p>倫理要領・危機管理マニュアル（虐待対応含む）の編成に基づき、子どもの登園後における「身辺整理や健康観察」及び子どもの雰囲気（様子の変化）など、一人ひとりの身体の変化（虐待等）等明らかな兆候を職員が感じた場合は、園長等へ報告・相談し、園長は、現状の確認（事実と経過の記録）を行い、関係機関（児童相談所及び子ども家庭相談室・子ども未来部保育幼稚園課）等へ連絡する対応となっています。</p> <p>全国で発生する児童虐待への社会的な対応課題に対して、朝夕の子どもの健康観察等（視診・触診）や表情等で、虐待であるかどうかや単なるケガなのかの判断が非常に難しい場面が多く、撲滅に向けての関連機関（要保護児童対策協議会・子ども家庭相談室・児童相談所等）との連携を更に深め、明快な虐待予防（防止）対策と虐待等の権利侵害に対する虐待対応マニュアル（虐待根拠の判断指標等）の検証や改善・見直しに加え、組織内外の研修等の実施による職員の共通認識での新たな対応体制の構築等、今後においても子どもの人権の権利を守るための取組が望まれます。</p>		

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 職員の資質向上		
A ^⑳	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
<p><コメント></p> <p>全体的な計画に基づいた指導計画に沿った週案、月案、年間計画等の振り返りながら、保育実践の振り返りが行なわれています。</p> <p>クラス日誌等により保育士一人ひとりがクラス単位で自己評価が行われています。また、振り返りシートによる1年の振り返りも行われています。</p>		